

# 「自転車活用等促進事業」委託業務 企画提案指示書

## 1 業務名

「自転車活用等促進事業」委託業務

## 2 業務の目的

「北海道自転車条例」（平成30年北海道条例第42号）が掲げる理念の実現に向け、「第2期北海道自転車利活用推進計画（以下、第2期計画）」（令和3年3月策定）の着実な推進を図るため、自転車が持つメリット・効果や正しく安全な利用の啓発により、環境負荷の低減や健康増進等を含むSDGsの推進や観光振興などに資する自転車の幅広い利用を促進する。

## 3 委託業務の内容

第2期計画に基づく幅広い分野にわたる総合的な取組として、新型コロナウイルス感染症の状況や国内外の現状を踏まえた上で、自転車の幅広い利用の促進に向けた訴求力のある効果的な取組を実施する。

### 【共通事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況や自転車利用時期等といった、国内外及び道内情勢や適期を柔軟に捉えながら普段、自転車を活用している方はもとより、活用しない方を含む、幅広い層が参加するPRイベント、関心が高まる効果的な情報発信とすること
- ② 「環境負荷低減や健康増進等の面でSDGsの推進に資するといった自転車が持つメリットや効果等、生活利用やスポーツライド等における自転車の正しい知識や適切な利用の普及啓発」、「ヘルメット着用や保険加入促進等を含むルール及びマナー啓発」などについて、総合的な普及啓発及び情報発信をすること
- ③ PRイベントの周知及び情報発信に際しては、「もっと、自転車北海道。」サポーターのネットワークの拡大を図り最大限活用しながら、「もっと、自転車北海道。」公式インスタグラムなどのWEBコンテンツを活用した効果的な広告を行なうとともに、第2期計画における本道の「めざす姿」である「環境に◎観光に◎健康に◎もっと、自転車北海道。」をキャッチフレーズとして可能な限り活用すること（北海道総合政策部地域創生局地域政策課ホームページ参照）

### (1) 道内の魅力的なサイクルルートを活用した自転車活用等促進のPRイベントの開催

- ① ナショナルサイクルルート（以下、NCR）に認定されたトカプチ400をはじめとする道内のサイクルルートの魅力を活用して、道内の自転車利用環境について、広くPRを行なうとともに、安全・環境・観光・健康をテーマに、自転車の魅力を幅広い皆様にわかりやすくお伝えし、自転車の利用促進の利用促進を図るPRイベントを、**年1回**開催すること（会場は石狩振興局管内とし、他振興局管内のPRイベント（2）と連携すること。）
- ② PRイベントでは、トカプチ400（NCR）をはじめとする道内のサイクルルートの魅力発信はもとより、マウンテンバイク等の様々な自転車の利用を楽しむことができる道内の魅力的な環境について発信するとともに、自転車が「環境負荷低減」に資することを広く道民に実感してもらうことができるよう体験イベントを設けること

### (2) 環境負荷低減を実感してもらう体験型PRイベントの開催

- ① 自転車が「環境負荷低減」に資することを広く道民に実感してもらうことのできるよう、体験型のPRイベントを大規模商業施設等と連携して**13回**開催すること。  
（石狩振興局管内以外の13地域）

- ② 意欲のある地域の実施主体や「もっと、自転車北海道。」サポーターなどの自転車活用等促進に協力する企業・団体等と連携したPRイベントとすること

### (3) SNS等を活用した総合的な普及啓発・情報発信

- ① 「もっと自転車北海道」公式InstagramなどのWEBコンテンツを活用し、自転車利活用について総合的な普及啓発及び情報発信をするとともに、「道内の多彩なサイクルルートやトレイルといった魅力」について、分かりやすく情報発信すること

※ 上記いずれも、後年度負担が発生しない手法とすること

### (4) 官民連携による自転車通勤促進のPR

- ① 「環境負荷低減や健康増進等の面でSDGsの推進に資するといった自転車を持つメリットや効果等」をはじめ、「新しい生活様式」を踏まえた自転車の通勤利用等について道内企業・団体に向けて効果的な情報発信・普及啓発を行なうこと

- ② 「もっと、自転車北海道。」サポーターをはじめとする企業・団体（200団体以上）と連携を図りながら、自転車通勤促進の取組を進めるとともに好事例について情報発信・普及啓発を行なうこと

※ 上記いずれも、後年度負担が発生しない手法とすること

### (5) クラウドファンディングなどを活用した自転車利用環境整備等の手法の研究・普及

- ① 施策分野の幅広い自転車利活用推進の取組について、クラウドファンディングなどを活用した官民連携による自転車利用環境整備等に係る検討会を実施すること（年2回程度）

- ② 検討会では、国内外における外部資金の活用事例について関係者で情報共有するとともに、道内において自転車利用環境整備等に向けて外部資金を活用するにあたっての課題や適した手法を研究及び整理し、道内関係者への普及展開を行うこと

- ③ 道が実施するクラウドファンディングを用いた地域でのモデル的な自転車利用環境整備について、企画段階から連携して取組を進めることとし、その効果、課題などを前項②に反映させること

### (6) 報告書の作成

- ① イベント集客数や広告宣伝費換算値等の実績値による結果の報告だけでなく、適切な指標による委託業務の「効果の評価」を含む事業実施結果報告書の作成（紙媒体2部 電子媒体1部）
- ② 本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする

## 4 委託期間（予定）

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

## 5 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

10,371,000円

## 6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議して決定する。

## 7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「「自転車活用等促進事業」委託業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

## 8 提出期限

令和4年3月18日（金）午後5時 必着

## 9 提出先

北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課 地域活力係（担当：猪狩）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5791（直通）

011-231-4111（内線：23-480）

## 10 企画提案書に関するヒアリング

企画提案された内容は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

- (1) 日時、場所等については、別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、提案者から企画提案書に記載された内容について説明後、質疑を行う。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないも  
のとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する事業者名（A社、B社等）により行うも  
のとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うこととする。